

2016(平成 28)年 1 月 2 2 日

「御同朋の社会をめざす運動」

中央委員会 御中

福岡教区教務所長

菊池 慈 峰

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 推進についての意見具申

今般、「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則第十二条第一項第五号により、下記の事項を意見具申いたします。

## 記

### 1. 「御同朋の社会をめざす運動」の教義上の拠りどころを示してください。

「御同朋の社会をめざす運動」も 2 期 4 年を終えようとしています。「基幹運動」の「成果と課題を継承する」として始められ、各教区各組とも戸惑いながらもそれぞれに重点プロジェクトを策定して運動を展開してきました。

しかし、「御同朋の社会をめざす運動」という運動展開の教義上の拠りどころが明らかでないため、ともすれば運動が拡散して聴聞・伝道を本旨とする宗教教団としての運動の態をなしていないのではないのでしょうか。

「基幹運動」においては、部落差別や戦争協力という本来の念仏教団から逸脱した教団の現実を問い直し、真の同朋教団に戻ろうという願いに立って、教義を学びつつ広く宗門外にもみ教えを伝えてきたはずでした。そこには常に親鸞聖人の開かれた浄土真宗の本義を確かめるといふ当然の営みを以て、そこから逸脱した教団の歴史と教学をも批判的に検証することが可能でありました。いうなれば〈敗戦〉と〈糾弾〉という外からの力によって教団の負の現実が突きつけられ、それを悲泣する者が自らの課題として自発的に展開してきたのです。その運動の積み重ねにより、「真俗二諦の克服」と「差別・被差別からの解放」という命題がかろうじて教団全体の基本認識として共有されてきたのでありましょう。

ところが「御同朋の社会をめざす運動」においては、「基幹運動」の成果と課題を継承するといわれながら、それぞれの現場からの自由な発想に基づく運動展開がなされており、「そっとながら、ホッがつたわる」という言葉に象徴されるように単なる新たな縁づくりのみが強調されています。しかし縁づくりの前提となるべき現代の社会をどのように捉え本来はどのようにあるべきかという真宗の教えに立脚した社会観は提示されていません。めざすべき御同朋の社会が明らかではないのです。

「「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)・重点プロジェクトのさらなる推進<2015(平成27)年度>について」には次のようにあります。

正依の經典である『仏説無量寿経』には、「十方衆生」と示されている。あらゆる世

界に生きる、すべてのいのちが、阿弥陀如来のはたらきによって救われていくことが、釈尊のお言葉として經典の上に示されている。生きとし生けるものをいつくしむ大慈悲が阿弥陀如来の救いのはたらきである。私たちは、この救いの平等性に基づき、差別の現実に向き合い、さらに、広く他者と共に歩み、悲しみや痛みを共有し、御同朋の社会をめざすのである。このように、阿弥陀如来の大悲を仰ぎ、大悲のはたらきを行動原理として、手を携え、苦悩に満ちた世界を生き抜いていくことは、仏の大いなる救いに包まれている私たちが歩むべき姿であろう。

私たちが取り組む実践運動は、自他を超える救いのはたらきに包まれた私たちが、自らの限界を知らされつつも、念仏しつつ、共に歩むことによって、御同朋の社会をめざし、恒久の平和を求め、「自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現」に寄与していこうとするものである。

ここで、「この救いの平等性に基づき（中略）御同朋の社会をめざすのである。」といわれていますが、阿弥陀如来の救いの平等性を直ちにわれら凡夫の運動の基とすることができるのでしょうか。

また、「大悲のはたらきを行動原理として」ともいわれていますが、如来の大悲のはたらきを無媒介に直接われら凡夫の行動原理にすることが可能なのでしょうか。そこには二種深信としてある信心が言外に前提とされているとも読み取れますが、どのような教義上の説明がなされるのでしょうか。

これらはすでに基幹運動で学んできた「信心の社会性」の実践運動における新たな表現とも理解できるのですが、基幹運動におけるこの教学課題をめぐる成果を継承して展開されているのでしょうか。

現代の日本が抱える、新安保法制、原発再稼働、死刑制度、歴史認識、生命倫理、人権問題、等々山積する具体的な課題に対して、どのような角度から捉えてどのように解決していこうとするのか、本願に生きるものとしての態度決定が要請されています。

このことを踏まえ、福岡教区委員会では第2期の重点プロジェクトとして「運動の拠りどころをたしかめよう」を掲げ、「御同朋の社会をめざす運動」が単に世間の価値観に迎合する運動に陥ることなく、現代の念仏運動たる根拠を模索しています。

総局におかれましてはこの願いに応えられ、「御同朋の社会をめざす運動」がめざすべき社会像と教義上の根拠をお示しくくださるようお願いいたします。

## 2. 《平和に関する論点整理(中間報告)》を踏まえた本願寺教団としての具体的な取り組みを求めます。

2015(平成27)年は先のアジア・太平洋戦争の敗戦から70年という節目を迎えて、新聞・テレビ・出版あらゆるメディアが戦後70年を振り返る特集を組みました。先の大戦によって日本の軍人・軍属230万人、民間人80万人、アジア全域では2000万人以上が犠牲となり、かけがえのない者、愛する者を奪われた苦しみ悲しみは70年という時を経ても決して

癒されることはないことを思い知らされました。重く苦しい記憶の殻を破り、多くの戦争体験者が口にしたのは、今の日本の状況は戦前に似ている、決してあのような過ちを繰り返してはならないという言葉でした。

本来ならば、日本が行った過去の過ちを顧みて、戦争の犠牲となった人々に心静かに思いを馳せなければならない状況であったにもかかわらず、安倍晋三内閣は多くの世論の反対を押し切り、外国軍隊に後方支援することを可能とする「国際平和支援法案」と集団的自衛権行使容認による自衛隊の活動範囲拡大、武器使用権限拡充を目的とした10の法律の改悪を一括して行う「平和安全法整備法案」いわゆる「戦争法案」を「十分な説明と丁寧な審議」を尽くすことなく可決、成立させました。

そのような、戦後70年を振り返るという節目と、日本の進むべき道を根本から変更しようという「安保関連法案」を巡る論議という混沌とした状況のなかで、7月3日に広島平和記念公園において「平和を願う法要」が執り行われ、大谷光淳門主が「お言葉」を述べられました。また8月10日には石上総長による「戦後70年にあたって非戦・平和を願う総長談話」が出され、その談話で明言されていた《平和に関する論点整理》の中間報告が『宗報』（2015年11・12月合併号）に掲載されました。福岡教区内でも、この《平和に関する論点整理》について様々な意見を聞き、問題点についても話し合いました。

まず、冒頭の「素朴な問い」から唐突に「隣国が武力で日本に攻撃してきたら、自衛権に基づいて反撃しないのか？」と設問されていますが、隣国とはどこの国のことを指しているのでしょうか。Ⅷ. 武力の否定と日本の平和という項目のなかで、「いたずらに脅威を煽る言説には注意が必要である。」と述べながら、まさに安倍晋三首相が参議院特別審議のなかで名指しした「中国・北朝鮮」の仮想敵国視・脅威論と同様の設問は暴論でしかありません。なぜ、何の前提もなく突然「隣国が武力で攻撃」などということを想定しなければならないのでしょうか、もしそのような状況に陥ったとするならば、国際社会のなかですすでに対話を失った状態であり、完全なる外交の失敗でしかありません。

参考資料のなかには、古今東西の国際政治学、憲法学、平和学関連の著書が挙げられ、多数の事例が紹介されていますが、《平和に関する論点整理》は、戦争になったら仏教者としてどう応えるのか等という、あたかも現在の日本の状況では戦争も止むなしと言わんばかりの極論で問いかけてきます。果たしてこれが、非戦平和を願う念仏者としての学びの土台として今、本当に必要とされていることなのでしょうか。我々は今まさに他国によって自国の利益が脅かされつつある、だからこそ軍事による抑止力が必要なのだという主張や、これからは一国平和主義では国際社会の中で認められないのであって、世界の平和を生み出すために同盟国と協力し、必要なときは紛争地域にも軍隊を派遣しなければならない、などという考え方は、自ら紛争の火種を拡大し続ける「大国の論理」でしかありません。

2015(平成27)年11月、フランスでイスラム国戦闘員とみられる者たちによって同時多発テロが起き、130名が犠牲となった事件は世界中が震撼し、連日トップニュースで報じられ、人々は祈りや黙とうを捧げましたが、前日にレバノンの首都ベイルートで連続自爆テロによって43人が犠牲になったことや、イラク、シリアでは米軍主体の空爆が8千回以上行われていること、イラク戦争開始から現在までに14~16万人の死者が出ていることに

対して、多くの人たちは心を痛めることなく、無関心でいられることができるのは何故でしょうか。そこには明らかに富や情報の偏在とともに、命の格差や文明に対する優劣視が根底にあると言えます。

私たちはどれだけ気づき得ているのでしょうか、今も「いし、かはら、つぶて」のように顧みられることなく、簡単に踏みつけられ奪われていく命に対して「十方衆生よ」と呼びかけられている阿弥陀如来の本願が働いていることを。そのうえで、すべての者がつながり合った命を生きる存在であることに目覚めた私たち念仏者は、たとえどのような論理を突き付けられたとしても、かけがえのない命を奪うあらゆる戦争を拒否することを根本において態度表明しなくてはなりません、それこそが「世をいとうしるし」ということではないでしょうか。

また《平和に関する論点整理》には、戦争が起きる背景や構造、過去の歴史に学ぶ視点が決定的に欠落していると言わざるを得ません。

I. 仏教の考え方やII. 仏教の説く平和の項目にあるように「人間には限りない欲望、根本的な愚かさがあり、それが自他の対立を生む」のであり、「阿弥陀如来の智慧の光に照らされて、この欲望と自己の在り方を知らされていくこと(気づき・自覚)が念仏者の行動の原点」であることは間違いありません。しかし、私たちの教団は宗祖親鸞聖人の教えを捻じ曲げて侵略戦争に積極的に加担し 多くの門徒・僧侶を鼓舞して戦地に赴かせた過去があります、釈尊の教戒に反して「殺してしまった。殺させてしまった。他の人々が殺害するのを容認してしまった。」のであり、武器を持つものに対して、「戦死は無私の行、仏の慈悲に適う菩薩行である」「人の命を取るのではない、煩惱の命をとること」であると説いた教団の歴史があるのです。このような過去を不問に付したまま、戦争という極限状況において念仏者が取るべき道は「VI. 不殺生か利他か」などと安易に問いを投げかけることに対しても疑念を感じずにはられません。

なぜ非戦平和を願う本願寺教団が、このような過ちを犯してしまったのかが問われているのがIX. にあげられている「真俗二諦(論)」の問題です。

近代の本願寺教団は、新たに誕生した体制に順応するために、それまでの教学路線を基盤としながらも、さらにそこから大きく踏み出す新たな教学の枠組みを打ち出しました。それが、その後の本願寺教団のありようを根底から規定することとなった「真俗二諦」です。「真俗二諦」とは、真と俗、すなわち宗教的世界と世俗の世界とに、それぞれ別の「諦」つまり真実があるということです。そこでは、真宗の教えが死後の往生浄土とそれを保障するための信心の獲得のみに集約されて「真諦」として説かれ、同時に、真宗の教えとは全く別の領域のこととして、この世における世俗の支配秩序が、「真諦」と並立する、もう一つの真実＝「俗諦」として語られていきました。「真俗二諦」のもとでは、真宗を信じることと、この世をどう生きるかということが、全く切り離されてしまいます。IX. には「真諦と分離させ、世俗の論理を無条件にそのまま受容するダブルスタンダード」と説明されていますが、そもそも世俗の論理を無条件に受容しながら、もう一方で、信心獲得して死後往生浄土が成立する「真諦」など真如＝真実とは言えません。浄土真宗にもとづいて生きることを不可能にしていくもの、それが「真俗二諦」であったのです。

戦前・戦中・戦後も一貫して、本願寺教団のありようは「真俗二諦」を基盤とし、そこ

から一步も出るものではありませんでした。たとえば国家がその総力を挙げて戦争を遂行しようとするれば、教団はそれを〈世俗の真実〉として全力で戦時奉公に邁進し、敗戦直後からも、「平和日本建設」のために「国法を本とし仁義を先とすべきよし懇ろに教えをうけし一宗の門葉承詔必謹の下国体を護持し奉り 信義を篤くし敬愛を旨とし挙国一家の喜を共にし万邦講和の実を挙げ」るべく己が本分を全うするようつとめよと『消息』で述べました（1945(昭和20)年9月28日）。

1995(平成7)年に大谷光真門主(当時)が『終戦五十周年全戦没者総追悼法要ご親教』の中で戦争責任を表明したのを機に「戦後問題検討委員会」が設置され、処理方法を検討し、2004(平成16)年に発布した宗令・宗告で、15年戦争中(1931~1945年)の戦争協力に関する消息や通達を事実上、失効させました。さらに、この宗令との整合性をとるため、2007(平成19)年には「宗制」を改正し、戦争協力を呼びかけた前門主(当時)の『消息』を無効としました。

これをもって、本願寺派は「戦争責任を完全に清算」したと当時の各新聞にも報道されましたが、果たして本当に清算されたといえるのでしょうか。

真俗二諦の問題の本質はIX. に述べられているような、本来の正しい意味を理解することでも、用語の使用に気を配ることでもありません。先述したように教団の犯してきた過ちという歴史的事実に鑑みても、その教えの基盤であった真俗二諦は今もって清算されるべき最重要課題です。

《平和に関する論点整理》が発表された背景には、最悪な状況を想定した時、日本がこれから新たな戦争の時代に入っていくのではないかという危機感から起こされたものだと理解しています。しかし、過去の歴史に向き合い、差別や戦争の問題を克服していこうとすることの出来ない教学理解に安住したままでは、また新たな戦争の時代に即応した真俗二諦の論理が生み出されないと、誰が保証できるのでしょうか。

安倍首相の戦後70年談話のなかで「日本では、戦後生まれの世代が、今や、人口の八割を超えています。あの戦争には何ら関わりのない、私たちの子や孫、そしてその先の世代の子どもたちに、謝罪を続ける宿命を背負わせてはなりません。」と述べました。この言葉は僧侶研修会で、ある若手僧侶の「過去に差別していた教団や僧侶の罪を、なぜ今私たちが問われなければならないのか」という発言が思い起こされたことでした。なぜ過去の人たちの罪を、「今は差別などしていない(はずの)」私が担わなければならないのかという問いです。この発言者の差別の現実に対する認識の甘さを指摘しなければならないことはもちろんですが、このように、かつての基幹運動推進僧侶研修会で、その都度確認されていた差別法名過去帳調査から僧侶研修会に至る経緯などの学びの場を失った現在、教団の差別と戦争協力の歴史的過去そのものを知らない、次代を担う新たな僧侶が誕生し続けている現状に対して「御同朋の社会をめざす運動」では具体的に如何なる対応をしていくのが明示されていません。

『戦後70年にあたって非戦・平和を願う総長談話』には「私たち浄土真宗本願寺派でも、先の戦争の遂行に協力した慚愧すべき歴史の事実から目をそらすことなく、念仏者がどのように恒久平和に貢献しうるかについて、研究を重ねてきました」と述べられています。

「慚はみづから罪を作らず、愧は他を教へてなさしめず。慚は内にみづから羞恥す、愧は発露して人に向かふ。慚は人に羞づ、愧は天に羞づ。これを慚愧と名づく。」『教行信証 信文類』

慚愧とは言うまでもなくただ自らの恥ずべき行為を認め謝罪することだけではなく、自らが、決して再び同じ過ちを繰り返さないことと同時に、縁ある他者に対しても、自らの過ちを教え伝えて、そのような過ちを起させないことであると領解します。そして、つねにそこに立ち帰り続けることだけが、「私たちの子や孫、そしてその先の世代」の念仏者たちが、教団の犯してきた過去の過ちという「業」を自ら主体的に担い続け、宗祖親鸞聖人が願われた「御同朋の社会」を目指して、未来へ向かい歩み続けることができる道ではないでしょうか。

今般出された《平和に関する論点整理》は、宗派としての最終的な見解を示したものではないと記されていますが、これからの《平和に関する論点整理》討議について、戦争協力してきた教団の歴史を振り返り、その教えの基盤となった「真俗二諦(論)」の清算に向けた取り組みをしていただくことをお願いいたします。そして、これからも戦争責任を担いつづけ、再び戦争への道を開かせることを許さない本願寺教団としての態度表明として、今まさに政府与党が目指そうとしている、自民党の「新憲法草案」に基づく憲法「改定」やその中に新たに盛り込もうとしている、有事の際に総理大臣の権限で憲法を一時停止することができるという「緊急事態条項」の規定、「共謀罪」の新設など、国民の基本的人権、思想・信教の自由を著しく制限する法律や、国民主権ではなく「国家主権」に重きを置いた新憲法制定に対して、これらの内容、問題点を精査し、「いのちの尊厳性」を何よりも尊ぶ教団として明確な反対の意思を表明してくださるよう、意見具申いたします。

以 上